

特記仕様書

第1条 適用

本仕様書は、韮崎市が発注する「庁舎別館1階空調機一部更新」に適用する。

施工にあたっては、工事目的を十分に把握し、目的を達成するものとする。

第2条 工事範囲

- ・韮崎市庁舎 別館（RC造3階建て） 1階コンピューター室
- ・その他、別紙設計書及び図面 一式

第3条 共通仕様書等

この工事は、令和7年4月 山梨県土木部監修「建設工事必携」に基づき行なうものとする。

図面及び特記仕様書に記載されていない事項すべて、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書・同解説」、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」等によること。

第4条 工事概要

本工事の概要は、別紙のとおりである。

第5条 工程関係

※施設運用上、工期内に騒音・振動を伴う施工制限がかかる日程が発生するため、着工前に事前に監督員との協議を行うこと。

※来庁者等への危険が及ぶ恐れがある作業については、原則は土日（閑庁日）に行うこととする。

※室内作業については、平日作業を想定しているが、監督員・施設管理者との工程協議を密に行うこと。

第6条 安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加のより月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 本工事安全施工技術指針等の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事で予想される事故対策
6. その他、安全訓練等として必要な事

特記仕様書

第7条 安全訓練等に関する施工計画書の作成

必要に応じて、施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容の応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

第8条 安全訓練等の実施状況報告

安全訓練等の実施状況を写真又は、工事報告（工事月報）に記録し、工事完成時に書類とともに報告するものとする。

なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告をするものとする。

第9条 現場における安全対策

本工事においては、現地の状況を十分把握し安全性、施工性、細部構造等の検討を行い、請負者の責任において施工するものとする。また、工事区域内に進入しないようバリケードや歩行者通路を確保し、その他保安灯を設置すること。その他、事故が発生しないよう十分な安全対策を行い、対応すること。また、労働安全衛生規則を遵守し、労働基準監督署に届けの必要がある場合はその写しを施工計画書に添付すること。

第10条 再生資源利用計画

本工事において請負者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。

また、請負者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第11条 再生資源利用促進計画

本工事において請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。また、請負者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第12条 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（Excel 様式）」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出力し、1 部（紙）を施工計画書に添付し、監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出力し、1 部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データを CD-R 等により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で 1 年間保管するものとする。

特記仕様書

第13条 建設副産物の搬出

本工事から発生したアスファルト・コンクリート塊等は、最終処分施設に搬入するものとし、その他の物も適正に処理すること。
なお、運搬に先立ち、受け入れ条件等を確認し、建設副産物処理状況証明書・マニュフェストE票の写しを監督員に提出すること。
また、処分施設への搬入時、運搬車両（ステッカー等）を写真撮影し、運搬経路図と共に監督員に提出すること。

第14条 工事打合簿

本工事に関する提出物及び、協議、承諾は、全て市指定の工事打合簿に添付し、その都度監督員に提出し、指示を受けること。

第15条 施工体制台帳

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、施工体制台帳を提出すること。

第16条 工事用カルテ

工事請負金額（税込）が5百万円以上の工事について、JACICに「工事実績データベース」登録したカルテの写しを1部提示すること。
また、登録に際し、事前に監督員に確認を受けること。

第17条 段階確認の計画書作成

請負者は工事着工前において、段階確認事項を確認、整理し、段階確認予定時期を記した段階確認工程表を作成し、施工計画書に含めて提出すること。

第18条 社内検査の実施

請負者は、段階確認を受ける前及び、工事完成後には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認すること。
また、検査結果についてはそれぞれ完成書類に添付すること。

第19条 電子納品作成要領

本工事の竣工書類の一部（工事写真）は、通常の紙媒体書類での提出もしくは電子データにて提出することを、監督員と協議したうえでどちらか選択し、納品することができる。また、納品する電子データについては、「山梨県県土整備部 電子納品要領」及び「山梨県県土整備部 電子納品運用マニュアル」に従い作成する。

第20条 その他

この特記仕様書によりがたい場合は、監督員と工事打合簿により協議するものとする。